

受理年月日	令和4年11月28日	所管委員会	総務財政委員会
番号	4年陳情第22号		
件名	前福祉事務所課長、係長及びケースワーカーの身分について		
陳情者	[REDACTED]		
分割送付	なし		
	<p>私が面談室に入室後、トイレのため退室し再度入室する際、通路を歩いていた私を前[REDACTED]課長、係長及びケースワーカーが事務所の隙間からのぞいていた。職員が面談室に二、三分先に入室することで何を損するのか。女性職員2人がいて気配り、心配りがないことは、上から目線の対応である。前課長及び前係長は管理職、公務員の資質に欠ける。また、前ケースワーカーは市民の世話をする公務員の資質に欠ける。よって、以下の事項について陳情する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 前[REDACTED]課長及び係長の役職を解くこと。 2. 前[REDACTED]ケースワーカーは公務員を辞すること。 		
要旨			

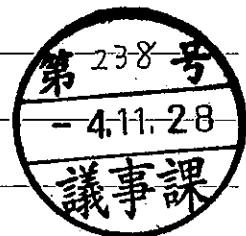
令和4年11月28日

福岡市議会議長

伊藤嘉人様

陳情者

住所



陳情の趣旨

(現)

課(前)

課

(現)

課(前)

課

(現)

課(前)

課

の

福祉行政の接遇に關し、陳情を行うものである

陳情事項

私が面談室に一日入室後、トイレにより退室し、再度入室の際、通路を歩いている私を、[REDACTED]は事務所の隙間から覗いていた

[REDACTED]が、面談室に1～3分先に入室することでの何を損するのか、女上人が居て気くばり・じくばりが無いことは上から目せんでの対応である

[REDACTED]は惚け茄子の能なし管理職で公務員の資質に欠ける

[REDACTED]は市民を世話する公務員の資質に欠ける

要望事項

[REDACTED]の役職を解くべきである

[REDACTED]は公務員を辞するべきである